

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 建設部公園緑地課

番号 7

許認可等の内容		使用内容の変更の承認
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市氷室椿庭園条例第7条
審 査 基 準	関係条項	茅ヶ崎市氷室椿庭園条例施行規則第6条
	基準 (未設定の場合は その理由)	使用の内容の変更を承認する基準は次のとおり (1) 予約者あるいは使用者の変更 (2) 使用者の住所変更 (3) 使用目的の変更
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数3日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成26年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--